

○彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱

(令和元年8月1日告示第55号の2)

改正 令和2年12月17日告示第247号 令和3年4月1日告示第154号
令和4年3月30日告示第59号 令和5年3月28日告示第57号
一年一月一日告示第一号

(趣旨)

第1条 市長は、本市への移住を希望する新婚世帯の新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、当該新婚世帯に対して、予算の範囲内において彦根市結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の前年度の1月1日から当該年度の2月末日までの間において婚姻の届出が受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 次に掲げる費用をいう。
 - ア 婚姻を契機として新たに市内で住宅を取得するために要する費用
 - イ 新婚世帯が新生活に当たり住居を賃借するために要する費用
- (3) リフォーム費 婚姻を契機として行う市内の住宅のリフォーム工事(機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事をいう。以下同じ。)の契約に係る費用をいう。
- (4) 引越費用 前2号に規定する費用が発生する住宅(以下「新住宅」という。)に引っ越しをするために要する引越業者または運送業者への支払に係る実費をいう。
- (5) 周辺町 愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町をいう。

(補助対象となる新婚世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻の届出の受理日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (2) 第5条の規定による交付申請の時点における夫婦の住民基本台帳に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること。
- (3) 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (4) 夫婦の双方または一方が婚姻の届出の受理日から起算して1年前の日から第5条の規定による交付申請の日までの間に本市外(周辺町を除く。)から本市に転入した者であり、かつ、当該転入した者が当該転入の日から起算して過去1年以内に本市および周辺町の住民基本台帳に記録されたことがない者であること。
- (5) 夫婦の双方が彦根市に4年を超えて居住する意思があること。
- (6) 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (7) 夫婦の所得を合算した金額(貸与型奨学金(公的団体または民間団体から学

生の修学または生活のために貸与された資金をいう。)の返済がある場合は、夫婦の所得を合算した金額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額)が500万円未満であること。

(8) 第5条の規定による交付申請の時点において、夫婦の双方が本市における市税および国民健康保険料を滞納していないこと。

(9) 夫婦の双方が彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方または一方が、過去にこの要綱もしくは旧彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱(平成30年彦根市告示第138号)に基づく補助金または国もしくは他の地方公共団体におけるこの補助金と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがある場合は、補助対象者としなない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度の4月1日から2月末日までの間に支払った住居費(別表に掲げる経費に限る。)、リフォーム費(同表に掲げる経費に限る。)および引越費用とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を除く。

(1) 本市の他の制度または国もしくは他の地方公共団体の制度による補助の対象となっている場合 当該補助の対象となった費用の額

(2) 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合 その全額

2 補助金の額は、前項に規定する住居費および引越費用を合算した金額またはリフォーム費および引越費用を合算した金額に相当する額とする。ただし、婚姻日における年齢が、夫婦の双方とも29歳以下である世帯にあつては600,000円、夫婦の双方または一方が30歳以上39歳以下である世帯にあつては300,000円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯のいずれか一方は、彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍抄本

(2) 新婚世帯の直近の所得証明書の写しその他の新婚世帯の直近の所得が確認できる書類

(3) 第3条第4号の要件が証明できる住民票の除票の写し等

(4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し(貸与型奨学金を受けている場合に限る。)

(5) 住居費(新住宅を取得する契約に係る費用に限る。)を支払った場合にあつては、新住宅の売買契約書または工事請負契約書および領収書その他の支払を確認することができる書類の写し

(6) 住居費(新住宅を賃借する契約に係る費用に限る。)を支払った場合にあつては、次に掲げる書類

- ア 新住宅の賃貸借契約書および領収書その他の支払を確認することができる書類の写し
- イ 給与明細書、住宅手当支給証明書(別記様式第1号の2)その他の勤務先からの住宅に関する手当の支給の有無が確認できる書類
- (7) リフォーム費を支払った場合にあっては、リフォームに係る工事の契約書、リフォームの内容を確認することのできる書類および領収書その他支払を確認することのできる書類の写し
- (8) 住居費およびリフォーム費を金融機関等からの借入金により支払った場合にあっては、借入金に係る契約書、借入金返済計画書および領収書その他の借入金の返済の支払を確認することができる書類の写し
- (9) 引越費用を支払った場合にあっては、引越費用に係る領収書の写し
- (10) 補助金の振込先口座の通帳の写しその他の補助金の振込先を確認することができる書類
- (11) 誓約書(別記様式第1号の3)
- (12) 同意書(別記様式第1号の4)
- (13) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、彦根市結婚新生活支援補助金交付決定通知書(別記様式第2号)または彦根市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
(補助金の変更等の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第5条の規定により申請した内容について変更し、または中止しようとする場合は、速やかに彦根市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認申請書(別記様式第4号)を市長が定める日までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、第5条の規定により申請した内容について変更する場合にあっては、当該申請書に同条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更または中止の可否を決定したときは、彦根市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認決定通知書(別記様式第5号)または彦根市結婚新生活支援事業補助金交付(変更・中止)不承認決定通知書(別記様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。
(補助金の実績報告および額の確定)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、第5条の申請書または前条第1項の申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、第6条の規定による交付決定または前条第2項の規定による変更または中止の承認の決定をもってなされたものとみなす。
(補助金の請求および交付)

第9条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、第6条の規定による交付決定または第7条第2項の規定による変更の承認の決定の通知を受けた日から14

日以内に彦根市結婚新生活支援補助金交付請求書(別記様式第7号)に補助金の振込先口座の通帳の写しまたはこれに準ずるものを添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、受領した日から30日以内に、その内容を審査の上、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、または受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認める行為を行ったとき。

(5) 補助金の交付を受けた日から4年を経過する前に、市外に転出したとき。

(補助金の返還)

第11条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告または書類の提出(次項において「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

付 則(令和2年12月17日告示第247号)

この告示は、令和2年12月17日から施行し、令和2年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

付 則(令和3年4月1日告示第154号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月30日告示第59号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月28日告示第57号)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5

年度以降の年度分の予算に係る補助金について適用する。

付 則(一年一月一日告示第一号)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費
住居費(住宅を取得する契約に関する費用に限る。)	新住宅(婚姻の日以前に取得した新住宅にあっては、同日以前1年の間に取得したものに限る。)の取得に係る費用(土地の購入に係る費用、外構に係る工事費用ならびに借入金に係る手数料および利息を除く。)
住居費(賃借する契約に関する費用に限る。)	(1) 新住宅の賃料および共益費のうち、新婚世帯の同居(住民票、賃貸借契約書等により同居していることが確認できる場合に限る。以下同じ。)後に生じた費用(勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当分を除く。) (2) 新婚世帯が同居を開始するために新住宅を賃借する場合の敷金、礼金および仲介手数料
リフォーム費	新住宅(婚姻の日以前にリフォーム工事を行った新住宅にあっては、同日以前1年の間にリフォーム工事を行ったものに限る。)のリフォーム工事の費用(倉庫または車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、家電の購入および設置に係る費用ならびに借入金に係る手数料および利息を除く。)

別記様式第1号(第5条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第1号の2(第5条関係)

住宅手当支給証明書

[別紙参照]

様式第1号の3(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第1号の4(第5条関係)

同意書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認決定通知書

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)不承認決定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

彦根市結婚新生活支援補助金交付請求書

[別紙参照]